



学薬のひろば



<10月号>

Vol. 034

去る8月21日、日学薬法人化の問題について全国学校薬剤師担当者会議（日薬主催）が開催され愛知県薬剤師会から亀井会長、学薬担当・水野理事が出席されました。

会議の様子を記述してみると、

「今回は日本薬剤師会の主催で、全国の県薬会長及び学薬担当者が召集され、日薬からは中西会長、児玉副会長以下6名の理事が出席した。中西会長は挨拶の後会議は中座、児玉副会長が座長となり話が進められた。初めにいままでの学校薬剤師部会の主な歴史的経緯が説明された後、現状及び今後の学校薬剤師活動、学校薬剤師活動の組織について意見を求められた。

ここで問題になるのは平成16年7月21日に中西会長から日学薬・杉下会長に出された「日本学校薬剤師会事務処理等の移管について」です。ここには日学薬は別に会費を集める独立した別団体であると明記されており、このため日学薬は自立するべく会費の値上げをせざるをえず、今後のことを考えて社団法人化を日薬に今年7月に知らせることとなった。

この2年間にわたる問題について日薬は聞く耳持たずで一度も話し合いはもたれなかったが法人化の話が出て、オイオイチョットマッテヨ！という感じで学薬担当者の話を聞こうという事になった。色々な意見が出されたが事務移管の文章を見る限り日薬は日学薬を突き放したと感じている意見が多かった。しかしながら出来れば日薬と日学薬は結束して一本で行くのが今後のためには必要であろうとの意見が多かった。一部には日学薬は独自に行くのが良いとの意見もあった。愛知県としては日薬が事務処理移管の文章を撤回して従来通り一緒に行くのがベストとの意見を述べた。日薬が反発し尚日学薬は別団体と言われれば法人化も已む無しと思いません。

この話は次の日薬・常務理事会にて協議されることになりました。大方の意見は薬剤師は団結

しなければならない。今、何故、法人化するのか。日薬一日学薬トップ同士の問題で、各県の薬剤師会では学薬とのトラブルはない。問題がここまでこじれた原因の一つに16.07.21の事務処理移管がある。などなど。多くの先生方が同じようなご意見でした。

結局、皆さんの意見を聞くだけで終わってしまいました・・・。」

と、様々な意見がでた様子がかげえませんが、ただ、この会議において現日学薬執行部は発言を許されず意見をいうこともできない状況だったようです。

日学薬法人化の真意はどこにあるのか？

今年から薬学6年制がスタートし、これからの職能を含めた薬剤師像を考えたとき本質的には同一ではあるが、厚生労働省の管轄団体としての日薬と新たに文部科学省の管轄団体としての日学薬、管轄する省庁が違えば別法人は当然のことだと考えられますが、両方がそろってはじめて薬剤師の社会的評価が正当にうけられることになるのではないのでしょうか。日学薬は今まで法人格を持たないためにできなかった様々な制約から脱皮し、学校薬剤師（**薬剤師**）に対する正当な社会的評価を受けるべく法人化を進めているのであって（法人化に関する趣意書を参）、ボタンの掛け違いとか、事務処理移管の文書の問題でもなく、薬剤師会と袂を分かつという訳でも、決してないのです。

9月10日、愛知県薬剤師会学校薬剤師部会・愛知県学校薬剤師会合同役員会の席において築城日学薬副会長（愛知県学校薬剤師会会長）が上記の経過説明と日学薬法人化に関わる問題について趣意説明を行われ、質疑応答、各理事の意見表明の後、愛知県（部会・学薬）としては日学薬法人化を推進することに決し、11月5日の日学薬臨時総会に臨むこととなりました。

日本学校薬剤師会法人化に関する趣意書

日本学校薬剤師会

法人化対策委員会委員長 樋口 幸男

1. 学校薬剤師会は何故必要か

- (1) 学校薬剤師（以下学薬という。）は、学校医・学校歯科医と基本的に異なる特質を備えている。
- (2) 学校保健法に基づき、学薬は学校の環境に関する検査、指導、助言を行うことになっている。
- (3) 学薬を担当する薬剤師は、学校医等と違って、課せられた業務が各々の生業の延長線上にない。
- (4) 学薬は、課せられた業務を遂行するために、共通の理解と認識を修得する土俵が必要であったし、その土俵を有効に機能させることが、公人・学薬としての社会的責務でもある、という認識に学薬組織の存在は立脚している。

2. 日本学校薬剤師会（以下日学薬という。）の法人化がなぜ必要か。そしてその目的は何か。

- (1) 日学薬の法人化は日学薬の課題であって、各都道府県の学薬組織に影響するものでなく、国の段階での交通整理を意図するものである。会費は現状のままで、値上げする必要はない。
- (2) 日本薬剤師会は屋組む行政を担当する厚生労働省の認可団体であり、日学薬は文部科学省に直結するもので、所管を異にしている。
- (3) 文部科学省が日学薬に諮問又は事業委託する場合、人格のない日学薬は財団法人日本学校保健会を通じて該当する諮問に応え、或は事業を委託されてきた。法人格を持つ他の関係機関を通じてしか公式に文部科学省と交渉の場に着くことができなかつたのが現状である。
- (4) 学薬制度発足以来70年余の歴史を経た現在、学薬をライフワークとしてきた薬剤師を叙勲のかたちで顕彰することが困難である。褒章までは可能であるが、たとえ学薬としての永年勤務と役職の経歴があっても、任意団体の役職は対象外とされる現状にある。公的には一私人の学校薬剤師会に過ぎないのである。
- (5) 社会環境が年々厳しく俎上にのる現在、教育基本法の中での学薬業務拡充が必須であることを視野に入れるとき、文部科学省の諮問機関として日学薬の法的条件を整備することは、時代の要請に添うものである。諮問される課題は多岐にわたると予測される。日学薬が現在までに果たしてきた歴史の実績を踏まえて、直接その立案に参画する為の足場を自ら拓き、社会のニーズに応えることは当然の責務であろう。
- (6) 日学薬を法人化し、国等に開かれた窓口として機能させることは、都道府県の学薬組織にとって利益こそ担保されても、不利益は些かも考えられないのである。都道府県学薬組織は日学薬の傘下に入るものであるからである。
- (7) 社会に拓かれた公的窓口としての学薬事業を磐石の礎の上に構築することで、日学薬は、今、将来の薬剤師像を社会に根づかせ高い評価をかちとろうとするものである。
- (8) 情緒的法人化反対論はこの際払拭して、薬剤師像を社会にどう確立するか考えるとき、薬剤師は総力を挙げて日学薬の法人化に賛同し、その実現を期する可きであろう。